

第2回横浜市税制調査会議事録

平成24年11月24日（木）午後5時30分から午後7時

市庁舎2階応接室

税制課長	<p>それではみなさんお揃いになりましたので、ただ今より、第2回税制調査会を開会したいと思います。</p> <p>横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席で開催ができるとされております。本日は、委員6名全員のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしております。皆様ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、財政局長の柏崎よりご挨拶を申し上げます。</p>
財政局長	<p>こんばんは。財政局長の柏崎でございます。本当に年末が近づいてまいりまして、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。新しい形での税制調査会は、7月に第1回を開催させていただきましたので、4か月ぶりということになる訳ですが、その間、本市あるいは国においてさまざま、税をめぐりまして動きがございました。とりわけ本市におきましては、9月の市会におきまして個人住民税の均等割の税率を500円引き上げるといふ議案を、上程いたしまして、ご審議をいただきました。なかなか、議会の方もこういう厳しい経済状況の中にあるという中で、やはり何のためにこの税をお願いしていくのかということに関して、いろいろとご意見をいただきました。今後3年間にわたる実質的には4年間ということになりますが、特に私どもが進めている耐震対策といったものについての見通しの額をきちんと示すべきだということで、我々もしっかりとご説明をさせていただきました。そういう中にあっても一方で行政改革等様々な事務事業の見直しもしっかりやるようにということで厳しい附帯意見も附された上で、26年度からの10年間の500円の引き上げについてご承認をいただいたものでございます。我々もこれから25年度予算の編成を控えておりますので、その中でまずはしっかり行政改革等の姿を市民の方にお見せしていく必要があると考えております。また、国においては総選挙ということで、議論が中断してしまった訳ですけれども、中断する前の段階では車体課税の見直しであったり、あるいは固定資産税とりわけ償却資産の問題であったり私ども市町村財政に非常に大きな影響を与える議論がされておりました。選挙が終わって新しい内閣ができまして、どういう議論が進むのか、我々予算編成と並行しての作業を、そうしたこともしっかりと注視しながら、進めてまいりたいと思っております。本日もいくつか議題を準備させていただきましたが、皆様方のご意見をまたいろいろといただきながら、私どももしっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
税制課長	<p>それでは、これからの議事進行については座長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
座長	<p>先生方、大学も年度末に近づき、あわただしい中お集まりいただきありがとうございます。夕刻からの開催となりまして、大変恐縮です。今、局長からもお話ありましたように様々、税が問題になっております。各自治体でも財政状況が厳しいのに加えて、国では国にお金がないから地方でもっと頑張れというような声も、盛んに話が出ております。我々はせっかく税制調査会ということで名称をいただいておりますので、日本全国の自治体を代表してと言いますか、日本全国の地方関係者の声援を受けながら、ぜひ良い意見を出していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日大きなテーマが二つあります。1つが、課税自主権の活用上の考え方について、2番目が住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方についてということで、少し重複する部分もありますが、1つ目の方はいわゆる政策税制という風にイメージしていただくと分かりやすいのかと思います。それに対して2番目の方は、地方税特に独自の課税をどう考え</p>

たらよいのかということが論点になるかと思えます。まず1つ目について、現行税制に基づいて政策税制をどう活用すべきなのかという論点ですけれども、まず事務局から資料についてご説明をいただいた上で、先生方にご意見を頂戴したいと思えます。ではご説明をお願いいたします。

税制課長

では、右肩資料1-1と書かれております資料「課税自主権の活用上の考え方について」でございます。こちらに基づきましてご説明をさせていただきます。まず3ページでございます。「課税自主権の活用上の考え方について」をご覧ください。こちらのテーマの検討の目的・背景でございます。課税自主権の活用上の考え方につきましては、これまで横浜市では税財政制度懇話会、または税制研究会において個別の政策ごとに整理を図ってきたところでございます。たとえば勝ち馬投票券発売税、または企業誘致の施策の関係で税制懇話会からご答申をいただきました。また、税制研究会ではご案内のとおりいわゆる「みどり税」に関してご報告をいただいているものでございます。しかしながら2つ目ところでございますが、特に地方公共団体の一般的な財源確保のため、本市を含めた地方公共団体の政策実現のために、税制を活用するアイデアが話題に上ることも非常に多くなってございます。たとえば、国は財政的にかなり厳しい中で、課税自主権を活用して一般的な財源を確保したらどうだという意見もあるということでございます。そうした背景もございまして、税制の活用の問題点や考え方について、過去の議論も踏まえた上で、目的別・手法別に新たにその考え方の再整理・再確認を行ってはどうか、というものでございます。1枚おめくりいただきまして、資料4ページでございます。こちらは過去の検討の中で、課税自主権を活用する前段階として整理しておくものとして掲げられているものでございます。まず、1の『課税自主権の活用の前提として求められている事項』としては、(1)のとおり、「税を構想する上でどのような施策を行うかが重要」であることや、「新たな施策を行う必要性や効果について詳細な説明をする必要がある」こと、さらに2つ目のとおり、「行政が徹底的に歳出見直しを行った上で、負担を課す必要を明確に示すことが求められること」が整理されているところでございます。2として、『課税自主権の具体的な活用にあたっての留意事項』でございます。5点ほど掲げられておるところでございます。1つ目に「あらゆる選択肢を検討する。」、2つ目として「新たな税負担を求めるには、全国標準的な公共サービスを超える事業を行うことが前提となる。」、3つ目に「新たな税収を既存の税収と分け、用途を明確にする仕組みが重要である」こと。4つ目でございますが、「恒久的な措置とせず、定期的に検証を行う仕組みを作ること。」、最後の5つ目でございますが、「施策の実施にあたっての市民参画や、効果検証、施策の提言等についても市民参画の仕組みを作る」、そういったことが留意事項として整理されておるところでございます。次に、6ページ目でございます。『目的別・手法別の考え方の再整理』ということで、(1)でございますが、財源確保策として課税自主権を活用する場合ですが、法定外税と既存の法定税の超過課税が想定されております。これらの考えについては、7点ほど掲げております。これらにつきましては、平成15年に行われました税財政制度懇話会において法定外税の考え方について整理を行ったものに基づいておりますが、超過課税においてもこの考え方と同様でよいのかについて、整理をしてみたいと考えております。1点目は、「法定税源の乏しさ、財政の苦しさをゆえに、明確な根拠に乏しい単なる財源調達的手段として構想される懸念がある。課税根拠の合理性や公平性等を慎重に検討する必要がある」こと。2点目は、「原因者負担、受益者負担的な税負担を求め、税収の用途を特定の住民ニーズへ対応するための施策を実現する財源として説明されなければならない」こと。3点目は、「特別な原因関係に基づいて、特定の者・行為に対する課税手法ならば「法定外税」が考えられる」こと。4点目は、「市民に対して受益が広く及ぶ場合など、受益との関係に基づく課税手法なら「既存法定税の超過課税」が考えられる」こと。5点目は、「課税の根拠を合理的に説明できなければならない。課税の根拠さえ明確であれば、最適な課税客体・

納税義務者・徴収方法・税率などもおのずと明らかになる」こと6点目は、「納税義務者や徴収方法の選定は、公平性や受益と負担の観点などから十分な検討を行う必要がある」こと。7点目は、「国や他自治体の税目との重複課税を生じないように、自治体間における調整も考慮すべき（法定外税に関する自治体間の協議体が望ましい）」こと。そういったことが掲げられております。次に7ページでございます。(2)の、『特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合』ですが、その手法としては、「法定外税」と「既存法定税の超過課税」、それから、「課税免除」「不均一課税」が想定されます。上の段の「法定外税等」については、平成20年の税制研究会におけるみどり税の議論の際、下の段の「課税免除等」については、平成15年の税財政制度懇話会における施策誘導型の税制を考える際に整理された内容となります。まず、上の段の考え方としては、2点ほど掲げております。1点目は、「税負担という経済的インセンティブによって、政策的に望ましくない特定の行為を規制するための法定外税となる」2点目は、「法律上の課題や、法で求められる水準を超えて負担を求めることなど、適切性や公平性の問題が生じることが多い」となっております。次に、下の段については、7点ほど掲げております。1点目は、「特定の施策（政策）の目的、対象、効果等が明確になっていることが大前提である」こと。2点目は、「軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、市民の理解が得られなければならない」。3点目は、「他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべき」。4点目は、「補助金を含めその他の手法について幅広く検討を行い、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべき」。5点目は、「税制は、主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達であること、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく住民の監視の目が届きにくいこと、行政が強制的・権力的に一方的に徴収するものであること等の性質があり、安易に軽減措置を講ずることは不適當」。6点目は、「税の軽減要件（対象・税目・税率等）については、包括的に定めるのではなく、施策の目的に応じて対象を限定することに留意すべき」。7点目は、「軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない」です。今回、先生方におかれましては、今、ご説明したような内容について、修正すべき点、加えた方がよい視点、など、「再整理」・「再確認」といった点でご議論いただけたらと考えております。以上資料について説明させていただきました。

座長 ありがとうございます。この第1の議題につきましては抽象的な話になるとなかなかわかりにくいものですから、今までは馬券税であるとか、あるいは企業誘致のための減税であるとかそういうものが提案される度に、まとめてきたものをもう一度出してきたものがほとんどです。ですから、具体的なイメージがないとなかなか検討が難しいのですが、本日のところは一般論としておかしなところがあれば、ご指摘をいただいて、またいずれ具体的な独自課税を考える場合に、これを前提として使わせていただきたいという趣旨で先生方にご意見をいただきたくご覧いただいております。

委員 一つよろしいでしょうか。2点目「原因者負担、受益者負担的な税負担を求め、税収の用途を特定の住民ニーズへ対応するための施策を実現する財源として説明されなければならない」として、原因者負担という言葉が入っているのですが、これはいわゆる環境税のようなものを念頭におかれているのでしょうか。原因者負担を受益者負担とパラレルに並べてしまっても良いのかというのが疑問なんですけれども。

座長 前後の文脈がわからないので、よく意味がわかりません。ただ、ご質問の趣旨からすると、原因者負担と受益者負担以外に、この二つを並べているということは、これ以外に法定外税はないのかということになってしまいますよね。ですからこれを並列させていいのかあるいは限定していいのかというご意見だと思いますけれども。

企画係長 今のご指摘の箇所の記述でございますが、別冊の『法定外税のあり方について』の8ペ

	ージになります。この2段落目に原因者負担受益者負担という言葉が出て参ります。
委員	これは、特定施策の実現だからプラスの方もマイナスの方も両方ありだという書き方で すね。だから両方並べることができるし、報告書でも両方並べていた。
座長	あくまでも特定施策の実現・実施が前提にないとこの表現はおかしいです。
委員	そうですね。
座長	あくまで法定外目的税の議論だと思いますね。であると、ここで目的税だとすると今、 プラスマイナスという表現を使いましたけれども、原因者負担・受益者負担という区別 になります。
委員	それは並べてもかまわないでしょう。同じページのところ、すぐ下のところですけど、 上から4つ目の矢印のところ、受益との関係に基づく課税手法というところで、法定税 の超過課税をやろうということですけども、ひとつ前の本文全体は「市民に対して受益 が広く及ぶと」だから特定の受益との関係で法定税を超過課税しなさいという話では ないではないでしょうか。ですから、受益との関係だと広い方なのか狭い方なのかよくわ からないので、「広く受益が及ぶ場合」という感じでしょうか。行政サービスと受益者との 関係というのは、受益者があまねくいるというときにはというニュアンスであれば分か らないではないですよ。そして、その具体例が前に書いてある。ちょっと表現を変えた 方がよいのではないかと思います。あとその真下ですね。下から3つ目これはやや問題 かと。「課税の根拠さえ明確であればおのずと明らかになる」と。説明もなしに自明の ことであるという感じがするので、「課税の根拠を明確にすることで、税率などの 枠組みも方向性をつけることができる」というぐらいなら、説明も加えていること になるでしょう。「おのずと明らかになる」ということになるのと税制調査会 は仕事をしなくていいってことですから、少し言葉が過ぎますね。
座長	やはり、報告書を書く場合には、どうしても推さないといけないのでかなり筆が滑 っていると 言いますか、ここをピックアップされるとキツイですね、はっきり言って。
委員	そうですね。文脈が前後見えないので。
座長	だれが考えても自動的に決まるといような。
委員	ですから、趣旨として書き直した方がよいのではないかと思います。
委員	6ページの原因者負担というのは、私の記憶だと当時議論になっていたのが一方では 馬券税が問題になったのですが、当時やはり産業廃棄物課税も問題になりました。その 産業廃棄物の原因を出した人にも課税をしないとうまくいかないよということで、 そのマイナス部分も考えて課税根拠になるという話をしていたんですよ。確かそんな 記憶があります。
委員	バッド・タックスという話ですよ。
委員	グッドに対する課税と、バッドに対する課税と両方考えなくてはならないのではない かという 文面でこういうのが出たように記憶しています。
委員	そうですね。おっしゃるとおりです。
委員	そう伺うと、すんなりするのですが。ここだけ取り上げられると不思議な感じが して。
座長	やはり冒頭から申し上げましたとおり、個別のケースにあてはめないと、なかなか 一般論 としては厳しいのがこういう規定です。しかもこれが一人歩きしてしまうと、逆に できなくなってしまうという風に縛られてしまいますので、少し注意をしたいと思 います。○委員が2点ご指摘いただいた、前者の方もまったくその通りで、この 受益の範囲を少し具体的にイメージできるものでないと、必ずしも超過課税なの か法定外税なのか判断できませんので。
委員	そうですね。
座長	この辺、どうするかですよ。

座長	ですから、文脈を明らかにするよう、もう少し筆を入れた方が良いでしょう。
委員	そうですね。文脈でもう少し、言っている意味をきちんと反映するような文章に、書きなおした方がいいですね。
委員	ここだけ見ると少し唐突ですね。
税制課長	今の2つ目の法定外目的税のあたりなのですが、もともと税財政制度懇話会は勝馬投票券発売税に絡んでご答申をいただいた訳ですけれども、たとえば特定目的のための超過課税も同じようなことが言えるのでしょうか。目的税的などという時には、同じように語れるのでしょうか。実は懇話会の報告書を見ていて悩むのが、法定外目的税的なものはわかるのですが、普通税、今回のみどり税などはある意味では、使途について、特定財源的に使われている。しかも、受益との関係を根拠としています。その時には法定外目的税的な考えというのは、やはり持つておくべきなのでしょう。今回、再整理するうえで、いわゆる法定外税だけではなくて超過課税の特定財源についても、同じことが言えるかどうか、できれば書き込んでおきたいと考えております。
座長	いかがでしょうか。
委員	私の理解では、みどり税は、課税技術の問題があつて、ああいう形にならざるを得なかった、と理解しています。
委員	そのとおりです。
委員	超過課税をやっているから、「みどり」という特定の施策に直接線引きができる、紐付ができるというわけではないと思うのです。それを一般化して、たとえば住民税の超過課税なり固定資産税の超過課税をして、けれども、アウトプットは目的で縛ってということができるかということですよ。
委員	法的な根拠はないですね。結局施策の上でファンドを作ってそこに使いましょうということで、目的税化しているだけです。
委員	みどり税の話は、もともと、「緑」という発想で諮問されていたと思うので、そのところをどうクリアするかというので、何に使っているかというのはやはり開示せざるを得ない。一般財源に繰り入れて何に使っているかよくわからないけれど名前はみどり税ですつていうのはないんじゃないかというので、オンブズマン的な開示の仕方にしたわけです。
委員	チェックする体制を作ったわけです。
委員	そうですね。制度的に縛れないので別なところで縛りましょうと。けれど、固定資産税を超過課税して出口は、いまだき無いかもしいのですが、道路整備や地下鉄整備というところにピンポイントに縛れるかというとなかなか難しいような気がするのですが。
主税部長	基金に全額繰り入れることで、それが一つの歯止めになって一般財源も入ってきていますが、みどり税相当額がそのまま基金に入っていて、それが一つの歯止めにはなっていません。
委員	ですから、みどり税はそういう文脈だから、一応の説明を。背景的なところも考えるとありかも知れないと。けれど、それは本当に予算書の上で目的縛ってしまつてガチガチにできるかというところもできないはずですし。入り口の超過課税の部分でそこを絞るというのもおそらくできないでしょうし。
税制課長	それはこう考えれば良いのでしょうか。制度的にはもちろん超過課税なので、いわゆる目的税とは違ふと。
委員	もちろん。
税制課長	ただ、みどり税というのは使途をいろいろな検討の中で特定財源的化して来たので、目的税の類推されるようなことを求められると考えればよいのでしょうか。目的税として仮に仕組むとそれは要件になってしまいますけれども、普通税の超過課税なので縛られはしな

	いですがけれども、そういう要請は来ているという必要な観点から説明していく、または受益との関係から説明をしていくそういった意味では求められるのだと考えればいいのでしょうか。
委員	当初の政策目標がそうであったので、その範囲において超過課税をしていて、その範囲において支出をしているということですよ。立法技術的に単独の課税物件を選んだり課税標準を組み立てて徴収の基準を一から作るということはとてもできないので、既存の税目に乗っかりましたというだけです。それはありだと思います。それはソフトに目的化しているという事ですよ。立法システムというか、もともとの政策目標がそうだったということに説明の根拠を求めるといってはいませんか。そこを切り離してしまって、超過課税から始めて目的的に使うことはありますかというのは、何か筋が違うというような気がしますよね。
委員	〇〇委員の説明する通り、確かにみどり税は議論をしてまとめたんですよ。当時〇〇委員が最後までこだわったのが使い方のところをきちんとチェックしないとこの税は税として成り立たないという話だったんですよ。わたしもそう思います。
委員	それは、課税の技術として超過課税というのを使わざるを得ないので、どのように制度趣旨なり政策目的にかなっているかの説明材料としてそれがいると〇〇委員は考えたわけですよ。私もまったく賛成ですね。
委員	私もそのとおりだと思います。そういう仕組みで、このような横浜市のような税制の使い方としてはありうるということです。先ほど、税制課長がお尋ねになった法定外税と超過課税の原則が同じかと言われましたけれど、それは違います。法定外税というのは、総務省の規定にも書いてありますように、きちんとした課税客体の課税根拠の合理的な説明根拠があってなおかつそれが一般的な課税ベースをすべての人々に対して公平に取り扱える課税根拠があって、なおかつその用途がきちんとした法定外目的税としてやるのなら、目的が明確になっている税金である必要があるというのが法定外目的税の根拠です。それに対して超過課税というのは、例に言ったようにみどり税のような場合。ある施策目的がきちんとそういうものに使われる場合。典型的なのが、都市計画税がそうですけれど、あれは固定資産税に上乗せしている。それは何故かという市街化区域に対して特定の施策が必要なのでそのために税を徴収して超過課税をしてその分を施策に充てるために超過課税をするという根拠になっているから、税理論の根拠としてはやはり違うものとして考えておかないと、曖昧になってどっちだかわからないという事になり得るので。
委員	そうですね。
税制課長	一見すると、あたかも同じように見えます。
座長	自動車のグリーン課税の時は、完全にそれで法定外税の代わりに不均一課税を使って上げて下げてという事をやりました。そうすると使用期間の長い10年超の車にだけ重い税をかけるおいて、他を下げるというやり方ができるので、ピンポイントで原因者負担的な税の運用ができてしまいます。ですからこれが中間部分ですよ。
委員	そうですね。
座長	だから、何か特定の納税者グループごとの税目に着目して、かつその中を免税点なり課税標準の差別・区別なりでやると、かなり政策的な受益にしても原因にしても、法定外税的な超過課税というのがありえます。
委員	ありえますね。
座長	だからそのところが少し迷ってしまいますが。
委員	そうですね。極端な話たとえば住民税の所得割の税率を特定地域に住んでいる人たちには高くして、特定地域に住んでいる人には安くできるかということですよ。負担分任からはできないんじゃないですかね。
座長	やろうと思えばできなくはないですけどね。

委員 それは法律家にとっては、条文さえ作れば何でもできるっていうのが法律家の世界なので、社会がそれで納得してくれるかというフレーム・ワークで考えると。

座長 こういう事も含めてどういうものをやりたいかによって少し変わってきますよね。そうですね。一般論として書くのはなかなか難しいので、その難しい範囲内でまた次回少し文章にさせていただいて、もう一度再チェックをとという風に思います。それでは、第1番目の議題、やりにくいですので、2番目の議題に入っていきたいと思います。まず事務局から国の委員会報告書(案)もありますが、お付けいただいた資料の説明をお願いします。

税制課長 それでは、資料1-2の3ページをご覧ください。
こちらの検討の目的・背景についてですが、国の「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」が、「自主的な判断」又は「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する、とされた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について検討するものとしておりました。しかし、国の研究会の報告書(案)を見ますと、具体的かつ明確な地方税制度改革の内容が示されたとは言い難いものとなっているように見受けられます。そこで、税制調査会としては、これまでも課税自主権を活用してきた又は、いく立場から、その中のいくつかの項目について拾い出し、具体的に提言するという整理としてはどうか、ということでございます。1枚おめくりいただきまして、まず、国の研究会の報告書の概要です。報告書(案)については、本日、別冊でお手元に置かせて頂いておりますが、事務局で抜粋版を作らせていただきました。全体で5章の構成となっております。まず、第1章では、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入拡大として、23年10月の中間とりまとめにおいて、わがまち特例の創設を求めた結果、24年度税制改正において固定資産税関連の2項目に導入されたこと、今後も、全国一律の特例措置でない政策目的を達成できない事情がない限りわがまち特例の対象とするよう提案していくこと、が明記されました。次に、第2章では、法定外税の新設・変更への関与の見直しとして、国の関与を少なくすることで、自治体の責任を明確化する必要があるという方向性が示され、具体的には、①同意要件を完全廃止する、②として納税者に比較的重い税負担を課す場合のみ同意要件を残す、の2案が併記されました。さらに、総務大臣が法定外税の新設に同意できない要件の明確化を検討したものの、具体的な見直し案は提示されませんでした。次に、第3章でございます。法定税の法定任意税化・法定外税化の検討として、課税団体がない税目や、課税額が少ない税目については、地方税法上整理すべきとの意見もあるが、慎重に検討すべき、とされました。次に、第4章では、税率についての課税自主権の拡大、として、制限税率は一定の意義があるが、自治体の自由度を高めるために緩和する方向で不断に検討すべきとされ、一定税率に関しても同様に緩和に向けた検討が打ち出され、標準税率の考え方は維持する、とされました。最後に、第5章では、税務執行面における地方団体の責任として、当面は納税相談を伴う収受等の取組を進め、消費税率引上げや共通番号制度実施時期に、申告書提出の制度化について改めて判断することが適当、とされました。1枚おめくりいただきまして、こちらは、議論のたたき台として用意させていただいた論点案です。先ほどの報告書案のうち、税制調査会では、第2章、第4章、第5章に着目して、議論してはどうかと考えておりますが、さらに絞るとか、広げるということについては、委員の皆様でご意見をいただきたいと思っております。まず、(1)として、法定外税に関する国の関与の関係です。国の関与の関係については、6ページに参考資料をつけております。中段の囲みのところにありますように、法定外税の新設手続きには、総務大臣の同意の三要件が法定されています。国の研究会では、「同意要件の完全廃止」と「重い税負担を課す場合のみ同意要件を残す」の2案が併記されたところです。1点目と重なる部分もあるかと思っておりますが、横浜市としてはこれをどう考えるのか、ということ。次に、5ページにお戻りいただき、(2)として、本市が課税している税目に関わる税率の考え方です。1点目として、固定資産税・市民税などの既存税目の超過課税、2点目として、

	<p>都市計画税・軽自動車税・法人市民税の制限税率、3点目として、市たばこ税・事業所税の一定税率、これらの税目について、例えば、超過課税が成り立つにはどのような条件設定が必要なのかということや、制限税率や一定税率を残しておく意味はあるのだろうかといった観点、また、例えば、各市町村が独自に税率を決定できることとなった場合には、どのように個々の税率を考えれば良いのか、ということにご意見をいただければと思います。さらに、(3)として、地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方です。こちらは、市町村が地方消費税に係る納税相談や申告書の收受等を行うことに対する考え方や、これらを行うこととした場合の課題などをご議論いただければと思います。最後の資料の7ページには、参考として、横浜市における現在の市税の税率等の一覧表を掲載させていただいております。左の欄から普通税・目的税の税目、税率、一番右の欄は地方税法の規定でございます。標準税率・制限税率の規定されているところには一覧を作成しております。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
座長	<p>ありがとうございます。先ほど申し上げたように、これはもう国の委員会の姿勢に対して言うべきことはどんどん注文をつけていくことが税制調査会の役割ですので、是非もう何なりと細かな点からでもお出しただければ。3つ論点整理をしていただいたので、一つずつやっていきたいと思えます。それと同時にこの点につきましても今回だけでは足りないので、今回次回で先生方にご発言いただいた内容をまとめてみて、どういう国に対して答申をしていくのか考えていきたいと思えます。まず1点目ですが、法定外税のいわゆる三要件の関与ですが、これについてはいかがでしょうか。あえて申し上げますと、日本全国で唯一三要件の最後に引かなかったのが本市でございます。係争委員会まで行って最後に突き返された状態になったということです。やっと今回やっていただいたという感じ。</p>
委員	<p>今の時期にこの関与の見直しが出された理由は。</p>
税制課長	<p>民主党政権になって、地域の自主性・自立性を高めるといいうわゆる地域主権を進める一環として、地方税制度についても議論がされたものと考えています。</p>
主税部長	<p>片山前総務相がこの件については、かなり一生懸命やっていて、税率などをある程度市町村に任せようとした。</p>
座長	<p>気をつけなければならないのは、地方の自主性を強めるということについて2つの意味が同時に込められて紙一重になっている。地方の自主性を高めるといふ本来の分権の意味で用いられる場合と、国の財政が厳しいので地方でお金とって欲しい、国から地方に回すお金を削りたいから後は地方で頑張れという2つの意味が同時に入って、どちらが強いかには注意を払って物事を言わないと、三位一体の二の舞になりかねない。現場とすれば、むしろどちらかという、二番目の方が強いというのが現時点での判断になります。</p>
委員	<p>地域主権とのかかわりで言うとその通りだと思うが、どういう文脈があるのか。</p>
座長	<p>文脈に注意しながらも、我々としては本筋から外さないように注意しなければならない。(1)の2点目の関与ということと言うと、法定外税というものを国の税制の中の一環、もしくは地方税法の一環とみるのか、それとも地方にもっと自主性を与えた方が本来のあり方なのか、この判断だろうと思う。</p>
委員	<p>例えばの話だが、かりに法定税で500億円の税収がある。法定外税で2兆円の税収があるという世界はないと思えます。現在の地方税法を残しておく限りは、いくらなんでも法定外税のウエイトが高すぎる。だから、法定外税の立ち位置というか、目的税であれ普通税であれ、法定外税がどれくらい地方の財政需要に肩入れできるとういか、先程の国がお金を渡せないから地方自治体自身が確保するということだが、ではどれだけ確保していいのか、そのところがはっきりしない。</p>
座長	<p>確かにおっしゃる通りで、地方で頑張れというのは幻想の部分で、この関与がきついなのかという意見もあるかと思えますが、現状で言えば地方税収のたかだか0.1%にしかならないわけで、ここで財源を確保するような法定外税を考えるのは無理な話で、それ</p>

	<p>ができるとなると、この三要件の特に一番目を外さなくてはならないことになる。所得に対してかけていいというなら話は別だが、同じ税源にかけてはいけないという一番目の要件が外せないとすれば、法定外税で財源を集めるというのは不可能である。</p>
委員	<p>もっとも緩やかに考えて、同意要件は基本的に存在しません、好きにやってください、協議もやらないし、勝手に委員会を作ってやってくださいというのはありなのかということ。他方では、今までやってきた同意要件は慣性モーメントでここしばらく続くと、今やっていることしかできない。その両極の間に色々ある。どの辺をターゲットにイメージを持てばいいのか。</p>
座長	<p>そこのご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>500 億円の法定税に 2 兆円の法定外税がぶらさがっている。それはまともな財政構造なのか、とても不思議に思う。</p>
座長	<p>そんな自治体があったとしても、中世に戻ったようなもの。国としての統一感、まるで調和性がない。</p>
委員	<p>おそらく自治体内で引き合いがおきて、向こうはそれだけ税収をとって公共サービスは分厚いかもかもしれない。うちは公共サービスは薄い、その分税負担も低いというように分かれていくのではないか。</p>
座長	<p>今、論点整理していただくと、2 つに分かれるわけだが、もしこれで、間に挟まるところもあるかもしれないが、今の三要件について何かご意見ありますか。税源重複しない、流通を害しない、経済施策を阻害しない、の 3 つになるわけだが、問題になるのは 3 番目になるのではないか。曖昧というか、1 番、2 番は非常にわかりやすく、明確だが、3 番目だけが未だに曖昧なまま。1 つ問題するべきなのはこの点だと思う。</p>
委員	<p>一般条項で切るのは無理なのではないかと思う。切れないものを切りたいたいにここをかぶせてしまえばいいみたいな発想である。</p>
座長	<p>それと同時に、国の経済施策をみても、果たして国の経済施策かどうかよくわからない。今だに十数年前の文句を言っているのだが。</p>
委員	<p>具体的に何が引っかかったのですか。</p>
座長	<p>馬券に税金をかけると、農林水産省が扱っている畜産事業に流れていくお金に対して税金をかけることになるので、それは国の経済政策を阻害することになる。というのが当時の理由です。</p>
委員	<p>同意要件の具体的基準に国の経済政策があるというのも変な言い方ですよ。経済政策は色々あると思うが、どれを地方がやって、どれを国がやるべきかについては、ある意味では政治的選択に委ねられているはずだから。当然国の経済施策は最初から議論しなくても決まっているというスタンスのはず。中身の抽象性とは別に。</p>
座長	<p>国の経済政策は上だという規定を地方税法に置いていいのかどうかということです。</p>
委員	<p>だからそんなことはもうやめましょうという話をこちらのほうからしてもいいわけで。こういう抽象的な話をするのは実質的には基準として効いていないので。</p>
座長	<p>問題点ですから、今、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、一つは抽象的でどこまでがその範囲で、何をやったら国の不許可が出るのかがわからない、顔色見ながらなぜやらなきゃいけないのが一つ、もう一つはそもそも国の経済施策が地方の様々な政策よりも上に位置するということを、地方税法で規定していることが問題だと。ですから、我々とすればこの 2 点がおかしいので、この三つ目の要件はなくすべきである。</p>
委員	<p>あるいは、1 番だって別に削ってもいいと思っています。例えば、アメリカを見ても、州に所得税があって、連邦に所得税があって、普通の世界なので。法人税だってあるわけですし。</p>
主税部長	<p>報告書は、二つの案で全廃するかもしくは納税者が負担が重たい場合のみ残すかという</p>

	ことですから、全廃に賛成って言えることになるのかもしれませんが。
委員	廃止の方向が望ましいと書けば良いのでは。
主税部長	その時の現実として、先生方がおっしゃったことをまとめる。
座長	そういう風に言うか、国にその通りというのもしゃくですから、1と3はやめてもいいけど流通だけは残すとか。少しバリエーションを考えるのもいいかなという気はしますが。もう一つ言うと、負担が重い場合の案なのですが、普通に考えればどこからが重くてどこからが軽いのかという壁の問題が出てきますから、こういう規定はどのように考えたらいでしょうか。
委員	金額の大小で、とは書いていないんですよね。
座長	しかも金額で決められるのか、あるいは特定の税率なり、納税額なりで切れるのか、あるいは切れないのか。
委員	それともう一つ。仮に全廃賛成といったときに、もう一つ地方サイドで気をつけなければならぬのは、自分たちはどういうことをやらなければならないか、あるいは、どういう責任を負わなくてはならないか、それを考える必要があると思いますね。だから全体が必ずしもいいとも言い難い。まあ、得るものと失うものとを両方天秤に乗せる必要があるのではないかということだと思います。
座長	今まで様々な自治体などから呼ばれて、現場を見に行った立場からすると、やはり規定はあったほうがいいのかと、当たり前のような規定ですが、やはり税源重複なり、あるいは、流通を阻害しないようなものは、ある方がむしろ地方の構想はやりやすいのかなという気はします。なんでも言い出しかねない。それともう一つ、3要件プラスの特定納税者の問題もあります。特定納税者の要件にはなっていますが、事実上の第4の要件ということにはなります。今の〇〇委員の、堤防なくして見晴らしいいんだけどかえって何でもありで怖いというところ、2番目の論点である二つ目の関与をなくしていいのか、同意を要しない協議制、要は地方債みたいに、協議はするけども、同意はしない場合、地方の自治体議会が通せばそれはやっていい、ただしその場合には責任の取り方をどうするのか。
委員	住民自治というフレーム・ワークはきわめて重要であるわけだから、それでも住民がやって構わないと、それは地方の責任でやってくださいと言えるのではないのでしょうか。
座長	ただしそうすると、今度は地方債とは違って、地方債の場合には国がお金の面倒は見ないし、返す時の面倒は見ないということなんです。税の場合には、例えば他の自治体から入ってくる住民に第2住民税をかけようということをやった場合、住民が賛成しかねないという危険を、よく官僚の方はいうわけですが、これをどうクリアするか。
委員	何か結びつきがあるから課税するわけですよね。
座長	入ってくる人は、財政需要をもたらすので、我が市に入ってごみを捨てるのでといったことで。
委員	例えばね。
座長	本当にそこまで同意を要しないとしてしまっているのか、責任と自主性のバランスだと思いますけども。
委員	よろしいでしょうか。総務省の報告書案の15ページですけども、結局事前はもうノーチェックでいいと言って、事後に縛るよというような、違法な課税の時の是正要求なんていうことを最終手段として考えているわけですよね。横浜市のように非常にアグレッシブにやると、これに関わってくる可能性が高くて、そうすると結構混乱しませんか。1回課税してしまった後に、2年3年たった後に違法だからという理由でみんなに還付するんですか。
座長	返さないといけない。しかも問題は事後のチェックの基準は何かと。そうすると事前にやっても同じではないか。

委員	あまりこう諸手を挙げて制限がなくなるから賛成とは言えないですね。事後の方が怖い気がします。
税制課長	事後チェックですけれども、税そのものの違法性が問われた場合ですけれども、納税者からの訴訟があるわけですから、国が言っている是正措置などとは違うものと考えればよろしいのでしょうか。
委員	私はそう思っています。やはり、納税者とは違う切り口ではないかと。まあ、その基準がはっきりしないわけですね。何をもちょう違法性とするのかははっきりしないですけれども。
委員	そこは、窓のつけ方次第ですね。今みたいに何も窓の開いていないもので争えというところ、その基準になるルールは、地方税法なり地方自治法なり、あるいは国自体の立法なり、のどこかにひっかかるって、持ってこざるを得ないわけでしょう。だけど、事後チェックのところでこういうのでやりますということを法制的に組み立てるとすると、そこをクリアしていけばいいわけだから、一般的な納税者と、例えば住民訴訟でね、違法支出に関わるような部分で争っているときの、前提となる課税とかそういう話の議論とは違うルールで議論できるってことになりえますよね。だけど、少なくとも、ルールを基準に議論しようという意味では割とクリアなように見える、一見見えますよね。
委員	一見明確に見えるけど、実は不明確ではないかなと思っていますよね。
委員	まあ、事前規制から事後的チェックという大きな流れにはのっているわけだから、そう言いだしても、むべなるかなという気もするし、国と地方の関係がそういう関係でいいのか、対立構造で議論するのがいいのかも気になりますよね。両方統治機構なわけだから、両方で例えば市民の利益というか国民の利益というか福祉というか、そういう極大化を目指しているはずなので、それが対立構造で、ルールを基準にして争わなくてはならないので少し違うような気もしますね。だから、事後的チェックになじまない部分はあるのではないかと。
座長	一番大事な部分を今語っていただけたというような気がしますけど。実は本日あと残りが20分くらいとなりまして、わざわざ担当部局の方もいらしていただいておりますので、どうしましょう。この第2番目の議題は、やればあと3時間くらいはしゃべれる。我々にとって一番楽しいのですが。
税制課長	次回もう少しご意見をいただきます。
座長	そうですね。できるだけ国の報告書が出て、あまりタイミングを置かずに、注文をだして、文句を言って、申し入れをしたいという風に思いますので、日程調整を早めにしていただいて、次回これでいいので、やればいいと思います。特に簡単に申し上げますと、2点目3点目全くできませんでしたが、第2点目は冒頭から話が出ているように、一部の大阪の市長も含めてですが、地方が頑張るべきで国なんか頼るな、という考えを全否定してあげないと、バランスがとれませんので、もう一つ、地方交付税を壊してどうすんだ、標準税率に基づく税と交付税の関係どう見るんだ、というとても大事な論点ですので、次回かなり熱を入れてやっていただければと思います。第3点目も地方消費税、これよりによって、市町村が徴収したりアドバイスしたり、いうことで、現時点で市町村は税を持っていないにも関わらず、そんなとんでもないことが言われていますので、これについても何を言っているのだという矛盾点をきちんと指摘をしたいと思います。横浜でしたら徴税を含めてできると思いますが。
委員	できないと思います。国が国税の執行徴収に投じている人的資源の規模からすると、横浜市で独自の徴税システムを組み立てるのは、かなり難しい。横浜だけでなく、どこの都道府県、市町村でも同じでしょう。
座長	これもヒートアップして、次回是非ご議論をいただければと思います。
委員	案ではなくて、報告書がきちんと出て、それで叩いた方がいいのではないのでしょうか。
座長	本日は1点目のところ、まあ、ざっくりとしたところだけでしたけれども、引き続きこ

の第2点目の論点是非やらせていただければと思います。それでは担当部局の方にもお待ちしておりますので、議題の3（1）になりますけれども、横浜市みどりアップ計画の現状というところで、まずは環境創造局の方おいでいただいておりますので、まずは資料のご説明をしていただければと思います。では、お願いいたします。

みどりアップ推進課長

それでは、環境創造局から横浜みどりアップ計画の現状について短くご報告いたします。資料2-1となっております、横浜みどりアップ計画新規・拡充施策三か年、平成21～23年度の事業・取組の評価・検証という資料をお取りください。この資料、本年6月時点で三か年の事業の取組評価検証をおこなったものです。一枚表紙をおめくりください。表紙裏のところで、全体の総括のところを若干文章にしてありますので、そこだけ短くご紹介いたします。二段目のところがございます。樹林地の保全は、土地所有者の方々の協力を得ながら緑地保全制度の指定を進め、計画以前を大きく上回るスピードで指定を進めてきました。また、指定地での買取希望に対して、みどり税を活用して着実に対応したことで、計画以前よりも多くの樹林地を取得することができ、永続的な保全が図られました。しかし、5か年目標に向けてまだ保全対象の樹林地が多くありますので、継続的かつ効率的な一層の取組が必要です。続きまして二番目の農地を守る施策では、水稻作付の支援により、すでに目標を大きく上回る水田の保全を進め、身近に田園風景を見られる環境の保全が図られました。農地の保全については、制度の工夫により農地流動化が大幅に進みましたが、農園付公園の整備は進捗が遅れており、引き続き候補地を拡大することが必要です。三番目、緑をつくる施策では、地域ぐるみでの緑化について、計画づくりの段階から実際の緑化整備の段階に入っており、成果が目に見えるようになりました。公立保育園や小中学校の芝生化を含む公共施設の緑化が順調に進みましたが、民有地緑化の一部で進捗が思わしくなく、さらに事業が活用されるような取組が必要です。と、三か年の全体像をこのように総括をさせていただいております。隣の2ページをご覧ください。この冊子ですね、評価・検証の考え方についてごく簡単に紹介いたします。(1)の評価の考え方というところをご覧ください。評価にあたりまして、事業・取組の進捗状況について評価をしたうえで、その事業・取組を進めたことで得られた「成果に対する評価」を行いました。という風になっております。アのところをご覧ください。まず、事業・取組の進捗状況についての評価は目標に対する進捗状況の評価をいたしました。各事業・取組について、5か年目標や計画事業費に対する3か年での進捗率や執行率などをまずお示しし、進捗状況の評価を数量に対する評価を行いました。進捗状況の評価は五か年のうちの三か年なので、60%を超えるものについては◎、40%～60%○、40%以下を△という風に三段階で評価をしました。それから、緑の量・質の両面からの評価ということで、それぞれの事業の数値目標に対する進捗状況評価に加えまして、緑の総量の維持・向上や向上に対する評価や計画における「街の姿」「生活のイメージ」に対する貢献についての評価も行っております。枠の中にごございます、「大都市だけどふるさがある横浜」「街中に緑あふれる横浜」というみどりアップ計画の大きな目標それに対する貢献についても見ております。そういったことで、イにごございますが、事業・取組の進捗状況について、表を踏まえ、三か年の成果に対して評価を行いそれも右の箱にごございますが計画を上回る進捗があるものを◎、概ね計画どおりのものを○、下回るものを△としております。それではページをおめくりいただいて、3ページ、4ページ、6ページが樹林地を守る施策の評価・検証になっております。この中で、3ページの三か年の評価の検証の頭のところだけ、先ほどと繰り返しにちょっとなくなってしまいますが、計画では後年度ほど指定量を大幅に増やすこととしているため、三か年実績は、五か年目標の28%にとどまっておりますが、3年までの計画値に対しては約60%の実績となっております。計画以前に比べ、約5倍のスピードで指定を推進しました。このいまの読み上げましたが、状況を右の4ページのグラフをご覧ください。このみどりアップ計画の全体の事業の中で根幹的な事業でございます、樹林地の保全、まず指定樹林

地緑地保全制度による指定の面積の推移が4ページの中段にございますグラフになっております。事業の21年度から23年度はそれ以前に比べまして、約5倍の平均しますと約100haの指定を毎年続けております。で、下段のグラフは取得をいたしました樹林地の面積を示してしております。去年度は小さな数字でしたが、23年度には、34haの取得となっております。さらにその右のグラフを見ていただきますと、みどりアップ計画が始まりまして、みどり税を財源の一部として活用していくことで、ここ、二色にそれぞれの年度の樹林地の取得が示されておりますが、上の濃い部分の面積がみどり税の充当分で取得させていただいた樹林地の面積となっております。そののち、ページめくっていただきまして、6ページが農地を守る施策の評価・検証。8ページから緑をつくる施策の評価・検証。10ページ、ここが事業費の総括となっておりますので、ごく簡単に。事業費につきましては、21年度から24年度、一番上の表を見ていただきますと、21から23の事業費合計は21年度が54億から最後24年度の予算額につきましては、156億と後年度ほど事業費が伸びる計画と実行となっております。中段のグラフで見ていただきますと、24年度までの事業費の合計で367億、全体の事業費に対するの執行率はこの4年度まで済んだ段階で64%程度というような、事業の進捗となっております。下の棒グラフをご覧ください。みどり税収入とみどり税のその年度での執行額、年度末での基金残高を示したグラフです。事業開始直後はみどり税収入よりもその当該年度に税を執行した額が少なかったのですが、平成23年度には、税収とほぼ同等の執行額として24年度の予算では、前年度末に基金残高にあったものを大きく繰り込んでですね、24年度は約33億のみどり税を執行するというように後年度ほど税の執行が伸びている状況でございます。11ページに目次がついておりまして、12ページ以降にそれぞれの事業の評価・検証を事業ごとにさせていただいております。本日は時間の関係で割愛させていただきますが、三か年の事業の取組・評価検証はこういった形で市議会あるいは市民の皆様にもインターネット等を通じて、公表をさせていただいております。以上です。

政策調整
担当課長

続きまして、右肩に資料2-2と書かれている資料をご覧ください。この資料は平成21年にみどり税が導入された時に設置されました、横浜みどりアップ計画市民推進会議の23年度の報告書になります。一枚おめくりいただきまして、1ページ目の5段落目をご覧ください。この報告書の性格的なものを述べておりますので、読ませていただきます。『今年度の報告「平成23年度横浜みどりアップ計画の評価と提案」では、みどりアップ計画の実績と成果について、課題のある取組の改善点を指摘するだけでなく、評価すべき取組について市民推進会議の視点からしっかりと評価し、24年度以降の取組がより一層加速するよう意見、提案をしました。また、市民推進会議における23年度の取組としては、みどりアップ計画の実績や成果の確認と、市民の皆さんなどから様々な声を直接聞くことを目的として、みどり税が使われている現地の調査や、みどりのオープンフォーラムを実施しました。さらに、市民推進会議が発行する広報誌「濱 RYOKU（はまりよく）」では、市民の皆さんの関心が高いみどり税に焦点をあて、みどり税の執行状況やみどりアップ計画の成果についてグラフを用いて視覚的にわかりやすく説明するなど、少しでも多くの市民の皆さんがみどりアップ計画に関心を持ってもらえるような取組を進めました。』以上の内容で23年度は取り組んでいただきました。1ページおめくりいただきまして、2ページからが取組等の内容となっております。2ページでは、みどりアップ計画23年度事業への評価・提案等となっております。3ページの上段、上から二段落目から「樹林地を守る」、「農地を守る」、「緑をつくる」取組に対する総括的な評価をいただいております。3ページの下から、「樹林地を守る」取組に対する評価、提案で、4ページから7ページ中段まではそれぞれの事業に対する評価をいただいております。また、今回の報告書では7ページの上段、「樹林地を守る施策を検討する部会」ということで、各部会長から、それぞれご意見をいただいております。我々の施策にいろいろ反映させて行くということで取り組んでおります。

7ページから「農地を守る」取組に対する評価について、8ページから12ページの中段までになります。12ページから「緑をつくる」取組に対する評価ということで、14ページまでになっております。また、14ページの下は広報、PRに対する評価、提案で、みどりアップ計画ですすめている広報について、ご意見をいただいております。16ページでは、市民推進会議の活動実績を表示させていただいております。(1)ではみどりアップ計画の評価や意見・提案などということで、部会を状況に応じて作っております、市民推進会議以外に「樹林地を守る施策を検討する部会」、「農地を守る施策を検討する部会」、「緑をつくる施策を検討する部会」ということで、これらの部会のなかで、個別に専門的な議論をいただいております。また(2)市民の皆さんから意見を聞くということで「みどりのオープンフォーラム」、これは西区平沼町にある tvk ハウジングプラザで、屋外のオープンなところで公募した市民の皆さんや、市民推進会議の方からいろいろご意見をいただいた取組です。19ページをお開きいただきまして、(3)では、みどりアップ計画で助成を受けている方の声を聞くということで、市民推進会議の方に、現地に行ってください、助成を受けている人の生の声をいろいろ聴いていただき、税に対する利活用や課題等について意見をいただいて、それに対して我々も施策に反映をしています。19ページから21ページまでが、農地や樹林地を管理している団体の方への調査になります。21ページの下段です。広報誌濱 RYOKU の発行ということで、23年度は7号から10号まで発行しております。27ページから42ページで実際に発行した物を添付しております。また、22ページの中段でございますが(5)みどり税とみどりアップ計画をわかりやすく伝えるため、「見える化部会」を新たに設置しています。これは望月委員に部会長をやっていただきまして、部会で作成した資料を今年の11月に開催した「みどりのオープンフォーラム」から市民の皆さんに配布をし始めております。それを43ページから47ページに掲載をさせていただいております。23ページには一年間の取組を24ページにかけてご紹介しています。27ページ以降が先ほどお話しした濱 RYOKU と44ページでは「見える化部会」で検討いただいた資料をおつけしております。市民推進会議の報告は以上になります。残りの資料を説明させていただきます。資料2-3、2-4がございまして、A3版の資料ですが、時間の関係で説明は割愛させていただきますが、9月の市会第3回市会定例会の委員会で26年度以降のみどり施策に向けた取組についてということで、26年度以降の施策における基本的な考え方、方向性と、主な取組内容をお示しして、議会でも議論を始めているところです。また、これにつきましては24年度の後半にみどり施策の素案を取りまとめることになっておりますので、その素案については、改めて詳細に説明させていただきたいと思っております。そして、右肩に資料2-5、2-6と書いてございまして、8月に、横浜のみどりに関する市民意識調査を実施しております。資料2-5は、速報値をお示ししております。また、資料2-6では、横浜のみどりに関する土地所有者意識調査ということで、樹林地と農地をお持ちの方に対する意識調査を実施しております。次に、資料2-7で、平成24年5月24日に環境創造審議会にみどり施策の重点取組について諮問をしております。12月4日に答申をいただく予定としておりますけれども、答申文の三段落目でございます。『「みどりアップ計画新規・拡充施策」も4年目に入り、これまでの成果について検証し、その結果をもとに今後の緑施策の展開を検討する時期に来ています。また、東日本大震災をふまえた取組や、生物多様性の主流化など、計画策定以降の社会情勢の変化に対応していくことも求められています。これらの状況を勘案し、平成26年度以降に重点的に取り組むべき施策を検討していく必要があります。そこで、次の事項について諮問します。』ということで、みどり施策の重点取組について、現在、外部組織でも議論をいただいているという状況になっております。報告は以上です。

座長 ありがとうございます。当時、研究会という名前でしたが、我々が提案して実現をした税制ですので、責任を持たないといえないということで、定期的にまたご報告をい

	<p>ただいております。様々な取り組み、実績をあげられつつ、途中でもありましたように、非常にグラフィカルな資料を市民の方にも提示していただいて、「見える化」という名前をつけていただいて、広報にも努めていただいているということです。また、あるいは、最後にご報告いただいたように、今後についても、市長からみどりには力を入れるというようなご諮問があるようですので、改めてみどり税の問題をよく理解しないといけないと思います。委員の先生方から何かご意見ご質問等あればと思いますが、まずその前に市民推進会議にも入っていただいておりますし、見える化部会の部会長をやられている〇〇委員、何か補足がございましたら、参加されているご立場からお願いいたします。</p>
委員	<p>基本的には、最初の議論でもありましたように、従来の税のあり方とは違って、きちんと市民推進会議というものを作って、そこで使い方について、市民がやはり単に受動的にやるのではなくて、能動的に「自分たちこういう風につかってくださいよ」という提案をするということで組織されました。それがかなり機能をしていまして、最初は広報部会だけで、見える化部会というのとはなかったのですが、税金をとっているのだから、使い方をちゃんと市民の皆さんにわかるようにしないとならないと、私が言ったんです。そうしたら進士先生から「じゃあ、やってよ」というお話があって、私がやっている次第です。</p>
座長	<p>まさに適切なお発言で。</p>
委員	<p>それがグラフィカルな資料をきちんと作らないと市民にはわからないよという話をしました。それで、市民推進会議の基本的な議論は非常にそういう意味でははっきりして、見せかけのみどり作りにならないように、税金もきちんと使わないといけない。見せかけの税金の使い方という、簡単にいうと、東京の都心に、とんでもない高いビルを作ってますね、その隣にちょこっと緑を作って、市民の憩いの施設が作れましたよと、こういうのは緑ではないというのは、市民推進会議の考え方です。きちんとやはり緑を残すことになるのは、ほんとに森林とか、それから森とか、緑とか農地とかを残さないといけないという話になると、使い方をきちんとチェックとしないといけないと。だから、したがって今持っている人にやっぱりきちんと協力していただくということをやらないといけないというそういう取組をしている。</p>
座長	<p>かなり当初のもくろみが上手く機能しているというご報告ありがとうございます。もう残り時間が1、2分しか無いのですが、なにかご意見ご質問ございましたら。</p>
委員	<p>一点よろしいでしょうか。みどりアップ計画は、基本的に樹林地を守る、農地を守る、緑を作るという三つにいま、限られているんですけども、またもちろん税収とか、どれくらい基金が残っているかとかということにもかかわるんですけども、例えばもう少し対象を拡大して、温暖化関連、エネルギー関連、あるいはバイオマスという分野にも手を伸ばすということはあるのでしょうか。</p>
座長	<p>いかがでしょうか。</p>
政策調整 担当課長	<p>当初の目的がみどりの減少に歯止めをかけて緑の総量を維持するというのを基本として事業体系をつくっております。今先生から言われたように、一方で農地がそのような機能的な側面もあるということで、この検証の中でも、場合によっては切り口で効果を出すということもできると思うんですけども、ただ、現計画の中でその部分に着目して、事業展開をしていくのは、目的に沿って一個ずつ積み上げて事業費を算出して税額が決まっていることから、新たな視点の取組に税を充てるのは、なかなか難しいと思います。ただ、次の施策の展開の中では、場合によってはそういうことも一つ視野に入れて検討していくこともあるのかと思います。</p>
座長	<p>今の先生のご質問とお答えも適切だろうと思います。というのは、やはり税を設計するときには何に使うというこの税の場合特に、〇〇委員も〇〇委員もおっしゃっていたように、何に使うからどうやっていくら取ろうかという議論を積み重ねてきたものですから、その計画の途中でむやみに拡大ということはかなりいい加減な税になってしまいます。や</p>

	るのであれば、見直しのきっかけ時期を設けてきちんとその環境対策的なものをどう入れていくのか、最後の市長の諮問の中にもやはり震災後の環境変化をみてというような文面もありましたので、当然時代と共に税のあり方も変わっていくべきです。なので、検討・再検討するきっかけは必要かなと思います。
委員	では、たとえばみどりアップ計画に関連するNGOとか市民団体に助成するというのであれば、枠内になるのでしょうか。
座長	それも含めて、やはりこの税の設計というところがみどりの保全というところに集中をしております、ご理解いただきたいのは、公務員の方を信用しないわけではないのですが、やはりみなさんなし崩しに我々大学もそうですが、「使いたい、使いたい、これにも使いたい、名目を被せれば使えるだろう。」ということになるのが一番怖いものですから、それをチェックするのも市民会議の役割ですけど、私はできるだけこういう立場からすると厳しく、当初の目的通りにつかいましょと言わざるを得ない。先生のお気持ちもよくわかりますし、我々たぶん全員、バイオマス等々といった環境対策の視点は入れなくてはいけないというのはたぶん皆さん合意ではありますが、ですからきちんと議論して決める機会がほしいというのが正直なところで、途中のところであまりなし崩しでやるべきではないという風に考えております。
委員	5年で一回見直すということですね。ということは、先ほど述べたようなことができるかどうかは、開始5年後がタイミングになるということですね。
税制課長	若干補足しますと。みどり税は条例の第一条の趣旨では、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るためとしております。
委員	復興税の流用みたいな形になったらこまりますからね。
座長	往々にしてやっぱこの業界多いですからね。
委員	私が言うのもなんですけども、それはダメだと私は言い続けているんです。〇〇委員が言うとおりで設立の趣旨にのっとった使い方以外はダメよ。目的的に使うということをはっきりしているので。先ほど言っていたバイオマスとかNPOとかNGOに補助金助成申請するのは、難しいです。
委員	当てはまらない。
委員	この事業ではいまのところダメです。
座長	現時点では難しい。
委員	見直しの時にそれをまた考えるということですね。
委員	見直しの時に環境的なものも含めてやはりそのみどりをつくることで、そういうところにも支持できるようにという目的を整理してそれに応じて事業を拡大してやれば使える。
座長	決めるのはあくまで我々ではなくて市民の方なので、我々がご提案申し上げて市民の方がそれをOKしていただけるか。
委員	どう考えられるかですね。
委員	一点だけいいですか？ 全然税の話ではないんですけども。この間不幸な事件があつて、間伐作業に参加していた小学生のお子さんが亡くなったんですよね。上から木が落ちてきて。どんどん活動が広がっていくのはいいんですけども、気の毒なことがあると困りますので、安全対策とか、保険や手当をお願いしたいと思います。
座長	そういった保険であれば目的にはかなっている。まったく問題ないかと。よろしいでしょうか。少し時間超過をしまして、不手際をお許しください。それでは本当にまだまだ時間がたくさんあると楽しい話ができるなと思います。時間に限りがありまして、次回またできるだけ早くにお集まりいただいてご議論を続けていただければと思います。事務局にお戻しますので。ご連絡等々あればお願いします。

税制課長

本日は、熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。調査会の議論の内容でございますが後日、議事録を公開いたしますので、確認のほどよろしくおねがいたします。それではこれもちまして第二回税制調査会を終了させていただきます。